# 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出日】 平成25年4月1日

【会社名】 キリンホールディングス株式会社

【英訳名】 Kirin Holdings Company, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三 宅 占 二

【本店の所在の場所】 東京都中央区新川二丁目10番1号

【電話番号】 03 (5540) 3455

【事務連絡者氏名】 グループコーポレートコミュニケーション担当

ディレクター 藤原 哲也

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区新川二丁目10番1号

【電話番号】 03 (5540) 3455

【事務連絡者氏名】 グループコーポレートコミュニケーション担当

ディレクター 藤原 哲也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

証券会員制法人札幌証券取引所

(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

#### 1【提出理由】

平成25年3月28日開催の当社第174回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2【報告内容】

- (1) 株主総会が開催された年月日平成25年3月28日
- (2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

- 1.期末配当に関する事項
  - (1)株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金15円50銭 総額14,903,218,008円
  - (2) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成25年3月29日
- 2. その他の剰余金の処分に関する事項
  - (1) 増加する剰余金の項目及びその額 別途積立金 34,000,000,000円
  - (2)減少する剰余金の項目及びその額 繰越利益剰余金 34,000,000,000円

### 第2号議案 定款一部変更の件

グループ会社相互の連携強化と、効果的・効率的な組織運営を実現するために、当社及び国内綜合飲料会社等の本社組織を集約し、本店の所在地を東京都中野区に変更する。なお、本変更の効力発生日は、本店移転日である平成25年5月10日とするために、その旨を附則に設ける。

## 第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、三宅占二、小林弘武、中島肇、鈴木政士、西村慶介、鈴木徹、三木繁光及び有 馬利男の8名を選任する。

#### 第4号議案 役員賞与支給の件

当期(平成24年1月1日から平成24年12月31日まで)末時点の取締役9名に対し総額1億7,614万円(うち社外取締役2名に対し200万円)、当期末時点の監査役5名に対し総額1,610万円(うち社外監査役3名に対し300万円)の役員賞与を支給する。

# (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項		賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果	
					賛成比率 (%)	可否
第1号議案 剰余金の処分の件		686,611	453	419	94.41	可決
第2号議案 定款一部変更の件		686,623	415	422	94.42	可決
第3号議案 取締役8名選任の件						
	三宅 占二	656,906	30,072	420	90.33	可決
	小林 弘武	680,104	6,398	898	93.52	可決
	中島 肇	680,142	6,360	899	93.53	可決
	鈴木 政士	680,104	6,398	899	93.52	可決
	西村 慶介	680,110	6,392	899	93.52	可決
	鈴木 徹	679,975	6,528	898	93.50	可決
	三木 繁光	660,885	26,094	421	90.88	可決
	有馬 利男	684,575	2,408	421	94.13	可決
第4号議案 役員賞与支給の件		667,998	18,728	743	91.86	可決

- (注) 1 議決権を行使することができる株主の議決権の総数は949,343個であります。
  - 2 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案及び第4号議案 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成 第2号議案 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席 し、その議決権の3分の2以上の賛成

第3号議案 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席 し、その議決権の過半数の賛成

(4) 賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権行使書及びインターネット等による事前行使分の議決権の数並びに当日出席の株主のうち賛成の意思表示が確認できた株主の議決権の数の集計により、全ての決議事項は可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の意思表示の確認ができていない株主の議決権の数は加算しておりません。

以上